本研修は、「高次脳機能障害支援養成研修実施要綱」(令和6年2月19日付け厚生労働省障障発 0219第1号・障精発0219第1号)に基づき実施するものであり、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において新設された「高次脳機能障害支援体制加算(I)、(II)」及び「高次脳機能障害者支援体制加算」の算定要件となる研修です。

1 目的

高次脳機能障害についての知識を得ることやその障害特性を理解することで、高次脳機能障害の障害特性に応じた支援を実施できるとともに、他の従事者等に対して支援方法を 伝達できる障害福祉サービス事業所等に従事する支援者を養成することを目的とします。

2 実施主体

埼玉県

3 受講対象者

埼玉県内の障害福祉サービス等事業所(生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、計画相談支援、障害児相談支援)に従事する職員で基礎研修・実践研修の全てのカリキュラムを受講できる方とします。

4 日程及び会場

【基礎研修】

事前学習	日時	令和7年1月15日(水)~1月22日(水)	
(WEB 形式)	実施方法	オンデマンド配信(YouTube による限定公開)	
		※受講後アンケートの提出後、受理の連絡をもって受講確認	
		とします。簡易な内容の場合、受講確認不可として会場で	
		の研修参加を認めない場合があります。	
	アンケート受付期	令和7年1月15日(水)~1月22日(水)	
	間及び提出方法	※埼玉県電子申請・届出サービス上にて受付	
	※事前学習の詳細については、受講決定通知にてご連絡いたします。		
研修当日	日時	1日目:令和7年1月30日(木)10:00~16:30	
(対面形式)		2日目:令和7年1月31日(金)10:00~16:30	
	会場	埼玉県総合リハビリテーションセンター 大会議室	
		(埼玉県上尾市西貝塚 148-1)	

留意事項	【基礎研修】事前学習の受講を完了した方が受講対象となり
	ます。

【実践研修】

事前学習	日時	令和7年2月5日(水)~2月12日(水)
(WEB 形式)	実施方法	オンデマンド配信(YouTube による限定公開)
		※受講後アンケートの提出後、受理の連絡をもって受講確認
		とします。簡易な内容の場合、受講確認不可として会場で
		の研修参加を認めない場合があります。
	アンケート受付期	令和7年2月5日(水)~2月12日(水)
	間及び提出方法	※埼玉県電子申請・届出サービス上にて受付
	留意事項	【基礎研修】演習の受講を完了した方が受講対象となります。
研修当日	日時	1日目:令和7年2月19日(水)10:00~17:00
(対面形式)		2日目:令和7年2月20日(木)10:00~17:00
	会場	埼玉県総合リハビリテーションセンター 大会議室
		(埼玉県上尾市西貝塚 148-1)
	留意事項	【実践研修】事前学習の受講を完了した方が受講対象となり
		ます。

- 5 研修内容 別紙カリキュラムのとおり
- 6 定員 50名程度
- 7 受講料 無料 (通信費、交通費等は受講者負担)

8申込方法

・埼玉県電子申請・届出サービスにて申込とします。以下の URL もしくは、QR コードより お申込ください。

申込 URL:

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=85112



・申込期間は、<u>令和6年12月13日(金)~令和7年1月8日(水)です。</u>申込多数の場合は、申込時の情報を考慮したうえで受講者を決定します。

- ・申込は各事業所1名のみとさせていただきます。
- ・定員を超える申込があった場合は、支援状況・実績、地域性、事業所種別、次年度以降の 研修協力の意向等を総合的に勘案して受講決定をします。

9 受講者決定および通知

- ・受講者の決定は1月上旬頃までに行い、申込時のメールアドレスに受講の可否及び受講決 定通知書を送付します。
- ・受講者決定の過程についてはお答えできかねますので、ご了承ください。

10 修了証書

・基礎研修及び実践研修の全てを受講した者には、それぞれ修了証を交付します。

11 留意事項

- ・研修中の録画・録音・撮影、研修資料の複製・二次利用は禁止とさせていただきます。
- ・遅刻、早退、途中退席、並びに受講態度不良であった場合は原則として修了認定ができません。
- ・本研修受講申込者の申込情報については、研修以外の目的では使用しません。また、研修 修了者名簿については、埼玉県障害者福祉推進課において管理し、各市町村等に情報提供 する場合があります。
- ・受講申込時の情報に虚偽があることが判明した場合は、修了証書の交付後であっても、修 了認定の取り消し等の措置を講じることがあります。
- ・本研修修了者が所属する事業所名等については、県のホームページ等での公表を予定しています。
- ・会場にお越しの際は公共交通機関をご利用ください。駐車場もありますが台数に限りがありますので可能な限り公共交通機関を利用してください。
- ・研修資料については、事前学習資料は PDF データの送付を行います。対面形式の研修では、紙の資料を事務局側で用意し当日配布させて頂きます。(モノクロコピーとなりますので、予めご了承ください。)
- ・来年度以降の受講料は未定であり、有料となる可能性があります

12 お問い合わせ先 (研修事務局)

埼玉県障害者福祉推進課 障害福祉・自立支援医療担当 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15番 1号 本庁舎 1階

電話:048-830-3295 ファックス:048-830-4789

e-mail: a3310-04@pref.saitama.lg.jp